

令集解の引く孝子伝について

黒田 彰

一 令集解と孝子伝

二 原谷のことなど

三 孟宗、孟姜女

平安初期、惟宗直本撰に掛る養老令注釈書、令集解の卷十三賦役令の注には、幾条かの孝子伝及び、その関連資料が引かれている。その内の例えば原谷譚について、それが陽明本孝子伝と一致し、その日本への伝来が貞観以前と考えられようことは、先学によって既に指摘されているが、小論においては、近時の律令学の進展を踏まえ、それはさらに奈良時代天平以前へ溯ろうこと等、引用の孝子伝及び、関連資料の再検討を試み、孟宗、孟姜女譚などの受容相を通じて、古代文学の原景を点綴しようとする。

一、令集解と孝子伝

令集解は平安時代初期の貞観年間（八五九―八七六）、惟宗直本によって撰述された、養老令の注釈書であり、先立つて天長十（八三三）年に作られた令義解が、養老令についての官撰の注釈書であるのに対し、私撰のそれであるとされている。専ら令釈（延暦六―十・七八七―七九一）年間成立の養老令注釈書に基づき令義解に比して、「各条ごとにまず義解の説をかかげ、ついでそれまでの諸注釈を広く聚成」（井上光貞氏「日本律令の成立とその注釈書」日本思想大系3『律令』解説、岩波書店、昭和51年）した令集解は、資料的にも価値の高い、遙かに広範な内容に富む。ところで、令集解卷十三、賦役令の注釈の中に、幾条かの孝子伝及び、孝子伝関連文献の引用が見える。小論においては、その令集解の引く孝子伝について、一、二の私見を挿んでみたいと思う。

我が国にも舶載された、漢代以降の中国における所謂、孝子伝については、前漢、劉向の撰と伝える孝子図（孝子伝とも。偽託か）以下、六朝末期までに十指に余る種類の古孝子伝の出現が確認されている。しかしながら、それらは全て散逸し、諸書に引用された逸文の形でしか、目下の所、窺う術がない（清、茆泮林輯『古孝子伝』八十種古逸

書所収）など、その成果を収めたものである。中で、例外と言うべきは、共に完本の形で我が国に伝えられた二本の孝子伝が、奇跡的に現存することであろう。一つは陽明文庫蔵、孝子伝上下（以下、陽明本と呼ぶ）、もう一つは船橋家旧蔵、現京都大学附属図書館清家文庫蔵、孝子伝上下（以下、船橋本と呼ぶ）がそれである。西野貞治氏によれば、陽明、船橋本両孝子伝は、文学史的に「中国本土で古く佚したと見える此等の孝子伝の、亜流とも見做されるもの」と位置付けられ、両本は「元来同一の系統に属し、陽明本がより古い型を存」していて、船橋本は「今一つ同一系統のものながら後の改修を経たと思われる一本」であろうとされる。また、陽明本の成立時期は、「六朝末期」「梁陳隋の間」とし、「編者は村夫子程度の教養の人物」で、「この孝子伝には六朝末期に北朝に成立した孝子伝の形態が承襲されている」ことを指摘して、一方の船橋本については、その「改修の時期は中唐以降」「北宋末頃迄に成立していたと推定される」と言い、加えて、船橋本には「陽明本よりも古い型を存するかと思われる部分」が散見し、「陽明本と全く同じでない更に古い形の本によつたことを偲ばせる」箇所もあるとされている（同氏「陽明本孝子伝の性格並に清家本との関係について」、『人文研究』7・6、昭和31年7月）。

さて、我が国に伝存する陽明、船橋本兩孝子伝と令集解との関わり、殊に陽明本とのそれについては、早く今野達氏による論及がなされている。即ち、氏は、「古代・中世文学の形成に参与した古孝子伝二種について——今昔物語集以下諸書所収の中国孝養説話典拠考——」（『国語国文』27・7、昭和33年7月）と題する論攷において、次のように述べられた。

陽明本と同一と思われる孝子伝に関する現存最古の所見は、管見の範囲では、貞観・元慶の頃、明法博士惟宗直本によつて私撰された令集解卷十三賦役令孝子条の引用である。それは令義解の註「原穀喻父迎祖」に対する直本の釈としてなされた孝子伝の引用であるが、その本文は、次の如く陽明本上巻所収(6)原谷の話と完全な一致を見るのである。

として、令集解所引の孝子伝と陽明本との両本文を掲出、比較の上、

従つて、令集解引用孝子伝は陽明本と同系の孝子伝と見て間違ひなく、かくて、現在有力視されている貞観十年以前成立説をとらずとも、令集解の成立が貞観・元慶の間である事は確かだから、陽明本系孝子伝が九世紀後半既にわが国に存在した事は疑いないと結論されている。そこで、以下今野説の驥尾に付いて、

令集解の引く孝子伝の問題を、今少し詳細に眺めてみようと思うのである。ところで、令集解と孝子伝との関係についてはその後、小島憲之氏が「上代官人と外来説話——孝子説話を中心として——」（『日本の説話2 古代』所収、東京美術、昭和48年）を著され（その補訂されたものが同氏『万葉以前——上代びとの表現——』（岩波書店、昭和61年）六章に再録される）、両者の関わりの大要に關しては、既にその小島論文に尽くされているのだが、小稿にあつてはなお、複雑で聊か分かりにくい令集解の引用諸書間の関係に焦点を当て、近時の律令学の成果を取り入れながら、令集解に引かれる孝子伝の問題を、再検討してみたいと思う。

二、原谷のことなど

今野氏が指摘された賦役令、孝子順孫条の、「凡孝子、順孫」に対する令集解の本文は、次の通りである（新訂増補国史大系に拠る。小文字のアルファベットを私に付す）。
謂。高柴泣血三年。順孫絶縗五日之類。孝子也。原穀喻父迎祖。劉殷冒雪獲芹之類。順孫也。積（*）礼記曰。高子阜執親之喪。泣血三年。未曾見齒。君子以為難也。吳書曰。顧悌父終。水漿不入口五日也。孝子伝曰。云々。在下。先賢伝曰。幽州近北狄。其民賤老貴少。州人原孝子者。其父及耄。

孝才惡之。欲棄之於中野。輿而出。孝才少子名穀。歲初十歲。因諫不能止。穀涕泣曰。穀不悲大人之棄其父。唯悲大人年老。穀之棄于大人。故悲慟而已。孝才感悟。亦輿而歸。終為孝子是也。雜抄曰。劉殷不知何許人也。而事三母後。召不仕。三母旅喪。始乃應令公幹管真位三公。又殷祖母終。冬月思芹。殷乃涉野不避雪。号呼尋覓。莫知求處。忽空中止々之聲。殷乃下視遂獲生芹。云。高柴泣血三年之類。所謂孝子也。原穀喻父迎祖。是所謂順孫也。穴云。順孫是孝子一同。仍拳進耳。古記云。孝子。謂孝經序曰。顏回。閔子騫。冉伯牛。仲弓。性至孝也。唯曾參躬行匹夫之孝。故夫子告其誼。於是。曾子喟然知孝之為大也。韓詩外伝曰。曾子曰。吾嘗仕為吏。祿不過鐘釜。尚猶欣々而喜者。非以為多也。樂其養親也。親沒之後。吾嘗南遊於楚。得尊官焉。堂高九仞。懷題三尺。軼穀百乘。然猶北面而泣涕者。非為泉也。悲不見吾親也。格後勅云。其孝必須生前純至。色養過人。沒後陪哀毀。喻礼神明通感。賢愚共傷。又云。孝養貳親。始終無怠。名表州里。行符曾郭也。又云。却標孝悌。有感通神也。順孫。謂孝子伝云。孝孫原穀（穀、原作谷、今従上文乃印本、下同）者楚人也。父不孝之甚。乃厭

患之。使原穀作輦。扛祖父送山中。原穀復將輦還。父大怒曰。何故將此凶物還。穀曰。阿父後老復棄之。不能更作也。頑父悔悟。更往山中迎父還。朝夕供養。更為孝子。此乃孝孫之礼也。於是閨門孝養。上下无怨也。孝孫。順孫。其別若為。一種。文異義同。桑案。魏徵時務策云。（以下略）
右の、令集解本文の引用関係を確認しておこう。まず、a「謂。高柴……順孫也」は、令義解を掲げたものである。次いで、b「積云。高……順孫也」は、令釈の引用である。令釈は、「養老令のまとまった注釈としては最古のもので……成立は延暦六（七八七）年以後十（七九一）年までの間にできたものとみることができよう……令義解の説には令釈にもとづくところが多いのである……令釈の最大の特色は、中国の古典をあげ故事をかがけて字句の解釈を施している点にある」と言われる（井上光貞氏前掲解説）。さて、c（*礼記曰）以下、d（吳書曰）、e（孝子伝曰）、f（先賢伝曰）、g（雜抄曰）、h（又）以下）までは、b令釈に対する書き入れで、無論時代が降る。中で、c「礼記曰」として引かれる高子阜は、陽明本、船橋本孝子伝第24話高柴と関わり、e「孝子伝曰」は、さらに下に記された後述、p「孝子伝云」と同文（或いは、類文）で、ために「云々」と略され、「在下」と注記されたので

あろう。続くf「先賢伝曰」は、目下の所、他に類説を見ない原穀についての記述として、大変貴重である。g「難抄」の劉殷も、孝子伝にこそ姿を現さないが、魏の崔鴻の十六国春秋前趙録（太平御覧四一一所引）、晋書八十八列伝五十八以下に著名な孝子で（拙著『中世説話の文学史的環境』（和泉書院、平成7年）I三三参照）、「難抄」の資料的価値については、一考を要する（hも、「難抄」の引用であらう）。i「穴云。順……孝進耳」は、穴記の引用である。穴記は、「一般には、令釈・跡記とともに延暦期の注釈と考えられており……作者は穴太氏であり、明法博士であつたとみてよからう」（井上氏前掲解説）とされる本だが、その成立年代について井上氏は、「延暦期におくべきではなくて、弘仁・天長期（八一〇―八三三）におくのが妥当である、と考える」（前掲解説）と言われている。次のj（「古記云」）以下は、古記の引用と見られる。即ち、j（「古記云」）、k（「謂孝経序曰」）、l（「韓詩外伝曰」）、m（「格後勅云」）、n（「又云」）、格後勅であらう）、o（「又云」）、格後勅であらう。以上、孝子の注、p（「謂孝子伝云」）、順孫の注）がそれぞれあり、さらにまた、q（「桑案」）以下も、古記の引用の続きと見られる。ところで、今野氏の取り上げられた「令集解引用孝子伝」とは、上述古記の引用中に見えるp（「謂孝子伝云」）の孝子伝の

ことで、氏はそれを「陽明本と同系の孝子伝と見て間違いない」と判定されたのであつた。念のため、令集解所引の孝子伝と陽明本、さらに参考として船橋本孝子伝の三者を、並べ掲げる（返り点等を施し、船橋本のそれは改めてある）。

令集解

孝孫原谷者楚人也。父不孝之甚、乃厭患之。使原谷作輦扛祖父送山中。原谷復將輦還。父大怒曰、何故將此凶物還。谷曰、阿父後老復棄之、不能更作也。頑父悔悟、更往山中、迎父還。朝夕供養、更為孝子。此乃孝孫之礼也。於是閨門孝養、上下无怨也。

陽明本

楚人、孝孫原谷者至孝也。其父不孝之甚、乃厭患之。使原谷作輦扛祖父送於山中。原谷復將輦還。父大怒曰、何故將此凶物還。谷曰、阿父後老復棄之、不能更作也。頑父悔悟、更往山中、迎父率還。朝夕供養、更為孝子。此乃孝孫之礼也。於是閨門孝養、上下无怨也。

船橋本

孝孫原谷者楚人也。其父不孝、常厭父之不孝。時父作輦入父、与原谷共担、棄置山中還家。原谷

走還、賣來載祖父輦。呵嘖云、何故其持來耶。原谷荅云、人子老父棄山者也。我父老時、入之將棄。不能更作。爰父思惟之更還、將祖父歸家。還為孝子。惟孝孫原谷之方便也。孝世聞之。善哉原谷、救祖父之命、又救父之二世罪苦。可謂賢人而已令集解と陽明本とを較べてみると、冒頭、

孝孫原谷者楚人也（令集解）

楚人、孝孫原谷者至孝也（陽明本）

と異同があり、これは、

孝孫原谷者楚人也（船橋本）

とする船橋本の方が古形を留めるかと判断される他、小異はあるものの両者は酷似し、今野氏が、「令集解引用孝子伝は陽明本系と同系の孝子伝と見て間違いない」とされた判定の正しさを、改めて確認することが出来る。原谷譚は、逸名孝子伝（太平御覧五一九所引、原穀に作る。万葉代匠記十六所引の孝子伝が酷似する）、敦煌本句道興撰神記（敦煌零拾所収本（現、書道博物館蔵）、元覚に作る。p・五五四五は元穀に作る。船橋本頭書にも元覚とある）に見える他、注好選上57（船橋本系）、竜谷大学本言泉集下、普通唱導集下末、内外因縁集、私聚百因縁集6・10、令抄（以上、陽明本系）等にも見え、元覚の系統のものと見て、孝行録前章17、三綱行実一、類雜集5・38、東大本

孝行伝六などがあり（沙石集3・6に「元啓」等とも）、また、絵画資料として、後漢武氏祠画像石（銘「孝孫父」「孝孫」「孝孫祖父」）、後漢楽浪彩簾（「孝孫」）、ミネアポリス美術館蔵北魏石棺（「孝孫棄父深山」）、C.T. Loo旧蔵北魏石床（「孝孫父不孝」「孝孫父輦還家」）、カンサス市ネルソン美術館蔵北齊石棺（「孝孫原穀」）、同上蔵北齊石床、上海博物館蔵北魏石床などが知られ（長廣敏雄氏編『漢代画像の研究』（中央公論美術出版、昭和40年）二部、同氏『六朝時代美術の研究』（美術出版社、昭和44年）八章、九章、その他に詳しい。なお孝子伝の絵画資料の参考文献については、拙稿「重華外伝―注好選と孝子伝―」（『説林』46、平成10年3月）の注⑨を参照されたい）、さらに内蒙古ホリンゴル、後漢軋室壁画墓の中室（「孝孫父」）、「文物」一九七四・一等）、一九七七年洛陽出土、北魏石棺（『考古』一九八〇・三）などを加え得るが、それら諸資料との比較検討を通じて、陽明本と令集解との近さは動かない。今野氏が言われた如く、令集解の引く孝子伝（原谷条）は、正しく陽明本系と断じて良い。

ところで、今野氏が令集解の引く孝子伝に関して、

それは令集解の註「原穀喻父迎祖」に対する直本の釈としてなされた

と述べられた「釈」というのは、前掲令集解のb、「釈云、

高柴泣血三年之類、所謂孝子也。原穀喻父迎祖、是所謂順孫也」の「釈」を指すように読み取れるのだが、そうであるとする、この「釈」は直本の釈なのではない。それは延暦期の令釈の引用なのである。つまり令集解は、前述の如く、

令義解—令釈—穴記—古記

と引用を重ねて行つて、古記がまたさらに、

古記（孝経序—韓詩外伝—格後勅：孝子伝—）

と引用を重ね、問題となる孝子伝は、その古記の引用書の一つと考えられる。さて、古記は、「令釈等の注釈は養老令のそれで」あるのに対し、「古記は大宝令の注釈で天平年間に作られ」、「天平十（七三八）年ごろの成立」と言われている（井上氏前掲解説）。すると、令集解所引古記の引く、陽明本系孝子伝本文の我が国への伝来は、驚くべきことに八世紀前半、天平十年以前のこととしなければならぬ。この点、今野氏が、令集解の

現在有力視されている貞観十（八六八）年以前成立説をとらずとも、令集解の成立が貞観・元慶の間（八五九—八八四）である事は確かだから、陽明本系孝子伝が九世紀後半既にわが国に存在した事は疑いないとやや控え目に想定された伝来時期に関しては、さらにそれを一世紀半溯らせ、八世紀前半以前と推定することが出

来る。

しかし、令集解所引の古記に見える陽明本系孝子伝は、原谷の条の一例、即ち、孤例に留まる。その一例を以つて直ちに、四十五条に及ぶ陽明本系孝子伝自体の舶載を考えることについては、類書を介しての受容等も視野に入れ、今後の課題として、聊か慎重を期すべきであろう。とは言え、陽明本の八世紀前半以前に伝来していた可能性は、なお残るのであり、その極めて早いことに変わりはない。一方、その可能性は翻つて、今日に一本のみ伝存する陽明本の、図り知れぬ価値というものを、私達に改めて想起させる。原谷譚に関しては、西野貞治氏に、万葉集卷十六、竹取翁歌（三七一九）の典拠として、孝子伝を想定された論があり（「竹取翁歌と孝子伝原穀説話」、『万葉』14、昭和30年1月）、万葉人が孝子伝を手にすることも、強ちにあり得ない状況なのではない。

三、孟宗、孟姜女

賦役令、孝子順孫条の「凡孝子、順孫」に続き、その結びとなる「有精誠通感」の令集解の本文にも、孝子伝に関連する問題が幾つか認められる（そもそも令の「有精誠通感」の文言が、孝子伝（陽明本第3話刑渠「精誠有感」等）と深く関わる。或いは、令の表現は孝子伝に拠る

か）。そこで、「有精誠通感」に対する令集解のことに触れておきたい。左に、「有精誠通感」の令集解を掲げる。

謂。孟宗泣生冬笋。梁妻哭崩城之類。通感・（感、義解此下有也字）。釈云。賈逵注国語曰。精明也。精猶善也。仮如。孟宗泣而笋生。梁妻哭崩城之類。所謂通感。楚国先賢伝曰。孟宗母嗜笋。及母亡之後。冬節將至。笋猶未生。宗入竹園哀歎之。而笋為之出也。得以供祭。至孝之感也。又曰。孟仁字恭武。江夏人也。事母至孝。常嗜笋子。冬月末抽。仁執竹泣。明察神精。急抽笋子。故曰。冬竹雪穿。応至誠而秀質。列女伝曰。齊杞梁殖。莊公（梁殖莊公、掘印本及列女伝補）襲莒戰而死。其妻无所歸。乃就於城下而哭之七日城崩。妻遂投淄水而死。又曰。杞梁北築長城。暇遊之間。至班孟超家。窃登花樹。樹下有池。超女是貞婦也。杞梁樹上不知。池中沐浴。仰見杞梁。心懷慚愧。思者寧終一身。誰看再夫。謂杞梁云。妾聞婦人之容。不看再夫。公見妾容。更無余心。未遂芳期。杞梁死。超婦呼屍一啼。天感崩城。故曰。誠喚遊靈。更乘崩城之感。古記云。精誠通感者。劉向孝子図曰。郭巨。河内温人。其家富。父没分財二千万。為兩分。与兩弟。已独取母供養。寄住（住、原作任、今從宮本）隣家。妻

産男。慮養之則妨供養。乃令妻抱兒。已掘

（堀、与掘通用）地欲埋之於土中。得金一釜。上

有鉄券云。賜孝子郭巨。還宅主不取受。遂以問

官。々依券題還巨。遂得養兒也。楚国先賢伝曰。

孟宗母生時嗜筍。冬節將至。筍尚未生。宗入竹林

哀歎。而筍為之出。供祭也。蔡邕列（列、原作別、

掘後漢書改）伝曰。邕字伯喈。性篤孝。母卒。廬乎

冢側。動靜以礼。木生連理也。又有菟。馴擾其

室傍也。王韶之孝子伝曰。李陶。交趾人。母終。陶

居墓側。躬自治墓。群鳥為衛。塊助成墳也

令集解の引用関係は、まず、a「謂。孟宗……類。通感」

が、令義解である。次いで、b「釈云」以下は令釈の引

用となり、c「賈逵注国語曰」、d「楚国先賢伝曰」、

e「又曰」、f「楚国先賢伝への異伝」であろう、f「列女

伝曰」、g「又曰」、列女伝への異伝」であろう、g「

令釈の引用が続く。h「古記云」から古記が引かれ、i

「劉向孝子図曰」、j「楚国先賢伝曰」、k「蔡邕列

伝曰」、l「王韶之孝子伝曰」までが、それであろうと

考えられる。即ち、「有精誠通感」の令集解は、

令義解—令釈（賈逵注国語—楚国先賢伝—同上—列女

伝—同上—古記（劉向孝子図—楚国先賢伝—蔡邕列

伝—王韶之孝子伝）

という引用の関係で捉えることが出来る。

右の令集解において、まず孝子伝と関わるのは、令釈に「仮如、孟宗泣而笋生……所謂通感」(義解では「孟宗泣生冬笋……通感」と言う孟宗譚である。孟宗譚は孝子伝26孟仁にもあつて(孟宗は、三国呉の人で、字を恭武、本名を宗といったが、呉の四世孫皓の字元宗を避け、仁と改めた)三国志呉書孫皓伝、裴松之注所引呉録、陽明本、船橋本のそれは次の通りである。

陽明本

孟仁字恭武、江夏人也。事母至孝。母好食笋、仁常慙採笋供之。冬月笋未抽、仁執竹而泣。精靈有感、笋為之生。乃足供母。可謂孝動神靈感斯瑞也。

船橋本

孟仁者江夏人也。事母至孝。母好食笋、仁常勤供養。冬月無笋。仁至竹園、執竹泣。而精誠有感、笋為之生。仁採供之也。

孝子伝の典故として、西野氏は晋の張方撰、楚国先賢伝(太平御覧九六三所引)を擬された(陽明本孝子伝の性格並に清家本との関係について)。それは次のようなものである。

楚国先賢伝曰、孟宗字恭武、至孝。母好食竹笋、宗

入林中哀号。方冬筍為之出、因以供養。時人皆以為孝感所致。

例えば先の陽明本に較べ(或いは、船橋本にしても)、太平御覧九六三所引の楚国先賢伝の場合、その直接の典故と見るには、文章的に少し遠い気がする。以下、孝子伝26孟仁の典故の問題について、令集解をめぐり聊か整理しておきたい。前述の如く、令集解には三種の楚国先賢伝が録される。その内の二種は、bの令釈に引用されたd、eがそれに当たり、残る一種はhの古記に引用されたjである。古記が古いので便宜上、その三種を再度、j d eの順に並べ掲げる。

楚国先賢伝曰、孟宗母生時嗜筍。冬節將至、筍尚未生。宗入竹林哀歎、而筍為之出。以供祭也。

楚国先賢伝曰、孟宗母嗜筍。及母亡之後、冬節將至、筍猶未生。宗入竹園哀歎之、而筍為之出也。得以供祭、至孝之感也。

又曰、孟仁字恭武、江夏人也。事母至孝。常嗜笋子。冬月未抽、仁執竹泣。明察神精、急抽笋子。故曰、冬竹雪穿、必至誠而秀質。

それにしても、令集解は何故、三種もの楚国先賢伝を、しかも同じ孟宗の話について、引用するのだろうか。散逸した楚国先賢伝には、様々な形のテキストがあつたらしい。

暫くその孟宗伝の形を窺つてみると、三国志呉書孫皓伝、裴松之の注にあるものが古い。

楚国先賢伝曰、宗母嗜筍、冬節將至。時筍尚未生、宗入竹林哀歎。而筍為之出、得以供母。皆以為至孝之所致感。

芸文類聚八十九に引く所のものは、少しく形が異なる。

楚国先賢伝曰、孟宗母嗜筍。及母亡、冬節將至。筍尚未生、宗入竹哀歎。而筍為之出、得以供祭。至孝之感也。

芸文類聚においては、「及母亡」「祭」とあるので、孟宗の母は死亡しており、奇跡によって得られた筍は、死者に供えるためのものであつたことが分かる。なおこの系統のものに逸書、典言がある(典言については、東野治之氏『遺唐使と正倉院』(岩波書店、平成4年)三部『典言』の成立と受容」参照)。

又(典言)云、孟宗母嗜筍。母没之後、冬節將至。筍尚未生、宗入竹園哀歎。筍為之出也(三教指帰成安注上末所引。覚明注は楚国先賢伝とし、芸文類聚と同文)。

さらにまた、母親を継母とするものも存し、白氏六帖七・七「孟宗泣而冬笋出」の注に、

孟宗後母好笋、令宗冬月求之。宗入竹林慟哭、

筍為之出

とあり、祖庭事苑五「泣竹」の注も同文ながら興味深いことに、出典を「見孝子伝」と記す。すると、呉書の裴松之注所引の楚国先賢伝は、筍の奇跡を、母の存命中の出来事として引くことに、改めて気付く。ところで、令集解の引く三種の楚国先賢伝の内、古記所引のjは、総じて呉書の裴松之注のものに近いが、

孟宗母生時……供祭也

とする「生時」「祭也」が特異で、後者は芸文類聚の「得以供祭……也」と共通する。古記のjの場合、「生時」「祭」の二箇所によって、筍の奇跡の起きるのは、母の死後のことであつたと推測出来るのだが、とは言うものの、それを示すのが「祭」一字である点、或る意味で分かりにくい資料となっている。古記jに比し、母の死後であることを明言するのが、令釈の引くdである。dには、

及母亡之後……得以供祭

等とあつて、それが芸文類聚に引かれた系統の、母の死を明記する楚国先賢伝であることは間違いない(東大寺諷誦文稿91行「孟仁拔霜笋奉祖」も、おそらく同じ系統である)。そのdに対し、令釈の続けて引くeは、筍の奇跡を母の生前とする楚国先賢伝で、呉書の裴松之注、太平御覧九六三(また、事類賦二十四等)所引のそれや孝子伝と

共通する。殊に注目すべきは、令釈の引くeが、孟宗を孟仁と呼ぶのを始め、陽明本孝子伝と文章上、酷似していることである。令釈e所引の楚国先賢伝は、陽明本孝子伝26孟仁の典故となったそれと繋がる、一本であろうと思われる。陽明本と令釈eの相違の内、

母好食^レ笋(常嗜^二笋子^一へe)

については、太平御覽に「母好食^二竹笋^一」とあり、

笋為^レ之生(急抽^二笋子^一へe)も、太平御覽、呉書の裴松之注に「筍為^レ之出」と見え、

乃足^レ供^レ母(eに不見)

は、呉書の裴松之注に「得^二以供^レ母^一」とある。つまり、令釈eに引く楚国先賢伝は、母を存命とする系統にあつて、呉書の裴松之注所引のそれと、太平御覽所引のそれとの間に位置するテキストの一本だろうが、陽明本孝子伝も、そのような楚国先賢伝を典拠にしていると考えられるのである。令集解が三種の楚国先賢伝を集成する背景には、上述の如きその意味的な分岐もあつたと思われ、令釈の引く一本ははしなくも、孝子伝の典故を示唆する、貴重な逸文資料となつてゐる。また、孟宗譚の原拠としての楚国先賢伝における、例えば母の生、死という意味上の分岐は、後世の孝子伝の受容、展開に際しても、深刻な影響を及ぼしたものと見られ、

つて、別途の考証を要するが(前掲拙稿「重華外伝―注好選と孝子伝―参照)、ともあれ、孟仁に關し陽明本系孝子伝の、十一世紀を溯る受容、流布を確認することが出来る。

令集解は、令釈のfで列女伝の引用に移る。令釈fは、劉向の列女伝四、貞順8斉杞梁妻を引いたものである(三綱行実三等にも見える)。ところが、g(又曰)も、同じ列女伝の引用と考えられるに關わらず、現行の列女伝にはそれが見当たらない。実はgは、列女伝の重要な逸文らしく、以下、簡単にそのことを述べておく。敦煌出土P・五〇三九の孟姜女変文及び、その説話については、従来研究が積み重ねられ、飯倉照平氏「孟姜女について―ある中国民話の変遷―」(『文学』26・8、昭和33年8月)、「孟姜女民話の原型」(『人文学報』25、東京都立大学人文学会、昭和36年3月)、小川陽一氏「孟姜女変文の成立について」(『文化』25・1、昭和36年3月)、川口久雄氏「敦煌変文の素材と日本文学―孟姜女説話と記紀神話―」(『金沢大学法文学部論集(文学篇)』13、昭和41年1月)などにその軌跡は詳しい。中で、例えば小川氏は、「唐代にいたつて『孟姜女変文』となる」『現在にいたるまで継承されつづけて来た有名な説話の一つで孟姜女説話が、完全に成立したのは……『孟姜女変文』に於てであつたと思われる」と

吾……直死(注好選上50)

母……老乱身……既死(今昔物語集9・2)

などの解釈を経て、二十四孝系に至り、母年老病篤(全相二十四孝詩選)

という形が定着する(また、例えば筍の本数に關するその展開は、母利司朗氏「竹の子三本雪の中―孝子孟宗譚の日本本的展開―」(『国文学研究資料館紀要』12、昭和61年3月)に詳しい)。さて、陽明本孝子伝26孟仁の、古代における流布を物語る資料も存する。三教指帰成安注(寛治二一〇八八)年序、長承二、三八二一三三、四)年写、大谷大学蔵)である。その上本「嚮使、蛭牙公子、若能移^二旣惡之心^一、專行^二孝德^一、則流血出^レ瓮、抽^二笋躍^レ魚之感、軼^二孟丁之輩^一、馳^二蒸蒸美^一」注に、次のような孝子伝の引用が見える。

孝子伝云、孟仁字恭武、江夏人也。事母至孝。母好食^二笋、仁常勤供^レ之。冬月未^レ抽、仁執^二竹泣^一。精靈有感、為^レ笋之生出也。

三教指帰成安注の引く孝子伝は、殆ど陽明本そのものと言つて良く(寛明注にも)、例えば令釈eの楚国先賢伝には欠けていた、陽明本の「仁常勤採^二笋供^レ之^一」や「精靈有感、笋為^レ之生」が備わつてゐることに注意されよう。三教指帰成安注には、孟仁を含め六箇所程、孝子伝の引用があ

して、「その成立過程をあとづけ」、春秋左氏伝や列女伝を検討して、「孟姜女説話の原型は前漢末にすでにでき上つていたといえよう」と述べ、さらに、「瑯玉集」一二感応篇第四に「春秋に出ず」として杞梁の妻の故事を引いた後に、つづけて「一に云う」として「同賢記」なる書を引いている」とことと、「文選集注」七三下の曹子建の「求通親親表」注に杞梁の妻の故事二つを引くが、一つは劉向「列女伝」であり、もう一つの「列女伝」の記載は「同賢記」とほぼ同じい。人物を杞梁、孟姿とし、滴った涙が血に交じたことによつて夫の骨を識別するという程度のちがひである」ことを上げ、「同賢記」の説話はおそくとも六朝末ごろにはでき上つていたものではないかと推測される」として、「ここに至つて孟姜女伝説はほぼ完成し、素材の上からも、扱い方からも、以前の説話とはことなつた新しい局面を展開する」と言われている。そして、その瑯玉集所引同賢記、文選集注所引列女伝が、令集解令釈g所引の列女伝と深く関わるのである。参考までに、令釈、瑯玉集、文選集注三者を並べ掲げておく。

令集解令釈

又曰、杞梁北築^二長城^一暇遊之間、至^二班孟超家^一。窃登^二花樹^一、樹下有^レ池。超女是貞婦也。杞梁樹上不知、池中沐浴。仰見^二杞梁^一、心懷^二慚愧^一。思者寧終^二一身^一、誰

看再夫。謂杞梁云、妾聞、婦人之容、不看再夫。公見妾容、更無余心。未遂芳期、杞梁死。超婦呼屍一啼、天感崩城。故曰、誠喚遊靈、更乘崩城之感。

瑠玉集

一云、杞良、秦始皇時、北築長城、避苦逃走、因入孟超後園樹上。超女仲姿浴於池中、仰見杞良而喚之。問曰、君是何人、因何在此。對曰、吾姓杞名良、是燕人也。但以從役而築長城、不堪辛苦、遂逃於此。仲姿曰、請為君妻。良曰、娘子生於長者、処在深宮、容兒艷麗、焉為役人之匹。仲姿曰、女人之体、不得再見丈夫。君勿辭也。遂以狀陳父、而父許之。夫婦礼畢、良往作所。主典怒其逃走、乃打殺之、并築城內。超不知死、遣僕欲往代之、聞良已死并築城中。仲姿既知、悲哽而往、向城号哭。其城当面、一時崩倒。死人白骨交横、莫知孰是。仲姿乃刺指、血以灑白骨去。若是杞良骨者血可流入。即灑血、果至良骸、血徑流入。使將婦葬之也。出同賢記。

文選集注

列女伝云、孟姿、未嫁、居近長城。杞

避役此孟姿後園池、上樹水間藏。姿在下遊戲。

於水中見人影、反上見之。乃曰、請為夫妻。梁曰、見宛役為卒、避役於此。不敢望貴人相采也。姿曰、婦人不再見、今君見妾更

乎。遂与之交。饋食。後聞其死。遂將

酒食、往收其骸骨、至城下問戶首。乃見城人之築在城中、遂向所築之城哭、城遂為之崩。城中骨亂、不可識之。乃淚点之變成血(京都帝國大學文学部景印旧鈔本四輯へ京都帝國大學文学部、昭和10年)に拠る。

三者を一見すれば、令集解令釈所引の列女伝は、瑠玉集や文選集注を引いたものでないことが明らかで、即ち、文選集注と同系の、未紹介の列女伝の逸文ということになるだろう。加えて、それは令釈に引かれる点から、延暦期を溯る資料なのであつて、孟姜女説話の研究上、今後注目されるべきものと思われる。

さて、令集解はhから古記の引用となる。iは劉向孝子図、郭巨譚の引用で、同じ逸文が法苑珠林四十九(「出劉向孝子伝」、太平御覽四一など)に見え、古記所引のそれはやや簡略な部分がある。jには前述楚國先賢伝、kには後漢書蔡邕伝が引かれている。最後にlは王韶之孝子伝、李陶譚の引用で、同じ逸文は芸文類聚九十二見えるが、やはりやや簡略である。

律令及び、その注釈書には難解な面が多い。孝子伝との関わりにおいて、例えば徳田進氏はかつて、

令義解所収の孝子譚は、個々とすればそれぞれの出典に溯れるものの、総体としては、温公家範から引用した形跡が濃いため、陽明文庫本から取ったものとは思われない。ところで令義解の成立は、淳和天皇天長十年二月十五日と言われているから、(陽明本は)少なくともこれ以後の渡来であろう

と述べられたことがある(『孝子説話集の研究』二十四孝を中心に)『井上書房、昭和38年』序論四章二の二)。令義解と温公家範との関係は、司馬光(一〇一〇—一〇八六、温公はその位号)の著作である温公家範を、天長十(八三三)年成立の令義解が引用する筈はないから、何らかの誤解があると思われる。また、令義解については、その成立こそ義解より降るものの、まず令集解(所引の令釈)との関わりにおいて捉えられるべきだろう。従つて、徳田氏の陽明本天長以後渡来説も、その根拠を失うことになる。陽明本、船橋本孝子伝の成立、流布の問題は、なお今後の検討の積み重ねを必要とする。

付記 小稿をなすに当たり、東野治之氏より種々御教示を賜つた。心から御礼申し上げます。